第７号様式（第５条関係）

令和７年度大分県地域商業活性化マッチング支援事業費補助金交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　　　号

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

大分県知事　佐藤　樹一郎

　令和７年　　月　　日付け　　第　　　号で交付申請のあった令和７年度大分県地域商業活性化マッチング支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県地域商業活性化マッチング支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第５条の規定により通知します。

記

１　補助対象経費　　　　　金　　　　　　　　　円

２　補助金の交付決定額　　　　　金　　　　　　　　　円

３　補助条件

（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第４号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第５号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（４）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

（５）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

（６）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

（７）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

（８）財産のうち、一件当たりの取得価格が５０万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

（９）知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（10）第３条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第９条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

（11）第３条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１０条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第６号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（12）その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

（13）規則第５条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

イ　補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

ロ　補助対象経費の２０パーセント以内の増減

（備考）

　　要綱第４条第１項第１号の規定による補助事業変更承認申請書（第４号様式）に基づ　き変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」

　に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替え　るものとし、記の１及び２については、変更前をかっこ書きで上段に記載すること。